

# 案内

あんない

## 中池市民プールオープン

- ◆期間 6月26日(土)～9月5日(日)  
(月曜日は休み) ※7月19日(月)・  
祝日は営業します。8月1日(日)は  
大会で貸し切りとなるため一般の方  
の利用ができません。
- ◆利用時間 午前9時～午後4時
- ◆使用料 ▼中学生以下＝無料 ▼高  
校生以上＝310円
- ◆利用条件 次に該当する方は保護者  
同伴とします。  
▼小学3年生以下  
▼50メートル以上泳げる許可証(各学  
校で発行するもの)を持っていない  
小学4～6年生および中学生
- ◆照会先 中池公園事務所(☎④02  
14)

## FM補聴援助システムの貸し出し

- 話し手と聞き手の距離が離れた会場  
や騒がしい場所で、相手の声を補聴器  
から聞きやすくするためのFM補聴援  
助システムをお貸しします。
- ◆対象者 市内在住で、身体障害者手  
帳を持つ聴覚障がい者および市内の  
聴覚障がい者が参加する行事などを  
主催する団体・個人(営利目的の方  
は利用できません)。
- ◆貸出期間 7日間
- ◆貸出台数 1回の利用につき、送信

機1台、受信機3台まで(補聴器は  
お貸し出来ません。)

- ◆貸出料 無料
- ◆申込先 利用したい日の3日前まで  
に福祉政策課(☎③9031 ④  
7748)
- ※申し込み時に、機器の受取方法、使  
用方法を説明します。

## 農地の草刈り

これから農地の雑草が生い茂る季節  
となります。ゴミのポイ捨て、火災・  
病虫害などの発生原因となる恐れがあ  
ります。草刈りをはじめ農地の適正管  
理に努めていただくようお願いします。  
また、草刈作業中は走行車両などに十  
分注意してください。

- ◆照会先 農務課(☎③6761 ④  
③7741)、農業委員会事務局(☎  
③6765 ④③7741) または  
各地域事務所産業建設係

## 農地転用

農地転用とは、農地を住宅や工場な  
どの農地以外の用地にすることをい  
います。この農地転用には農地法の許可  
が必要で、次の点に注意ください。

- ▼対象の土地は、登記簿または現況が  
農地かどうかで判断します。
- ▼一時的な資材置場や砂利採取場など  
の転用にも許可が必要です。
- ▼無断転用(許可を得ないで転用した  
場合)には、厳しい措置が講じられ  
ます。
- ▼農業振興地域内の農用地を転用する

場合は、農地転用の前に農振農用地  
の除外などの手続きが必要です。  
(この申請は、毎年9月末日が締め  
切りです。期日までに十分な余裕を  
持つて準備してください。)

- ◆照会先 ▼農地転用手続き＝農業委  
員会事務局(☎③6765 ④③7  
741) または各地域事務所産業建  
設係、お近くの農業委員 ▼農振農  
用地の除外手続き＝農務課(☎③6  
761 ④③7741) または各地  
域事務所産業建設係

## 自動車事故被害者家庭 援護制度

県内の自動車事故による被害者のた  
めの援護業務を行っています。対象の  
方はご利用ください。

### 【交通遺児に対する無利子貸付】

保護者が死亡または重度の後遺障が  
い者になった場合、その家庭の子ども  
(0歳～中学3年生)に対して、健全な  
育成を図る目的で育成資金を無利子で  
貸し付けます。

### 【重度の後遺障がいとなった方に対す る介護料支給】

自動車事故により「脳」「脊髄」「胸  
腹部臓器」に損傷を受け、重度の後遺  
障がいを持つこととなり、「常時」また  
は「随時」の介護が必要となった方に  
対して介護料を支給します。

- ◆照会先 独立行政法人自動車事故対  
策機構岐阜支所(☎058・263・  
5128)

広告

# 有料広告

広告

# 有料広告